

阿南市立小中学校 校区外・区域外就学許可要件

| 要 件 | | 許可期限 | その他(必要書類等) |
|-----|----------------|---|---|
| 1 | 学年途中の転居・転出 | 学年末までの必要な期間(更新申請可) | |
| 2 | 転入・転居予定地への先行就学 | 転入・転居日まで | ・建築確認申請書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約の写し (転居することが確実なことを証明できるもの) |
| 3 | 一時転居・転出 | 元の住所に戻るまで | 同上 |
| | | 風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合 | 学年末までの必要な期間 罹災証明書等 |
| 4 | 地理的理由 | 指定校より居住地から就学を希望する学校までの距離が近い場合 | 卒業まで 「自宅～指定学校」と「自宅～就学希望校」の距離を教育委員会が比較して判断 |
| | | 指定学校への通学が著しく困難又は危険な場合 | 卒業まで 通学経路が分かるもの |
| 5 | 留守家庭 | 保護者の就労により下校時から保護者帰宅時まで留守家庭となるため自宅以外(①又は②)に下校する場合 | |
| | | ① 祖父母宅等 | 卒業まで 児童・生徒預かり承諾書(市の指定様式) |
| | | ② 自営業等の店舗 | 卒業まで 店舗の所在地が分かるもの(営業証明書など) |
| 6 | 部活動(中学校) | 指定の学校に希望する部活動がない場合 | 中学校卒業まで 教育委員会より中学校へ部活動入部の事実確認を行う |
| 7 | 兄弟姉妹 | 既に兄弟姉妹が校区外・区域外就学により就学している場合で、同じ学校へ就学を希望する場合 | 学年末まで(更新申請可) |
| 8 | 教育的配慮 | いじめ・不登校や心理的状況により指定校への就学が著しく荷重な負担となることが予測される等、配慮が必要な場合で、指定校以外の学校へ就学することにより改善が見込まれる場合 | 卒業まで |
| 9 | 身体的理由 | 身体的虚弱、心身の疾患、障がい等により指定の学校への通学が困難であると認められる場合 | 必要な期間(更新申請可) 医師の診断書、医療情報提供書等 |
| 10 | その他 | 家庭の事情等により、通常の転校手続きが取れない場合 | 学年末までの必要な期間(更新申請可) 教育委員会が必要とする書類 |
| | | その他義務教育上配慮しなければならない場合 | |

